平成２４年（フ）第９８０号
福岡県春日市須玖北１丁目57番地プロスパーハイツＡ―103号
債務者　中山　美幸
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９１号
福岡市東区唐原２丁目22番２―401号
債務者　内野　保男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９９号
福岡市博多区千代３丁目18番３―1109号
債務者　丸山ゆかり
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３６号
福岡県古賀市花鶴丘１丁目７番11
債務者　稲永　　久
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６号
長崎県長崎市万屋町１番21号、旧住所長崎県長崎市木鉢町２丁目314番地
債務者　三宅　哲哉
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目13番１号　ロフティいかるが201
債務者　加藤　朋宏
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
滋賀県彦根市安清東町95番地　109号
債務者　岩﨑　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２号
滋賀県東近江市八日市町11番２号
債務者　槇田　修士
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４４５号
京都市山科区東野八反畑町58番地11　リュウライフヨシイ206号
債務者　柿島寿美子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５５６号
京都市南区吉祥院蒔絵南町１番地１　塔南蒔絵ハイツ601
債務者　大塚　雅子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
京都府木津川市相楽台５丁目24番地11　ヴィラ・タン102号
債務者　白井　　都
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５２号
京都市山科区西野山百々町63番地　堤方
債務者　高瀬　直美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
兵庫県姫路市野里上野町１丁目６番３号
債務者　児島　大吾
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２５２号
兵庫県姫路市書写371番地２シティハウス書写203号室、従前の住所兵庫県姫路市夢前町菅生澗160番地400
債務者　森　　秀浩
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４号
鳥取県米子市河崎2860番地
債務者　保永　結城
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４５号
鳥取県米子市錦町２丁目156番地
債務者　野津　明一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部